

どうなる？
介護保険



私たちの暮らしを支える介護保険は、40歳以上の介護保険加入者が保険料を負担し合い、介護を社会全体で支える保険制度です。皆さんが納める介護保険料は、制度運営に欠かせない大切なものです。

市では、平成30年度から3か年の「第7期介護保険事業計画」を策定。65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険基準額を改正し、基準額は月額で390円の増加となりました。

本市は、介護認定を受けている人の割合が全国及び県平均と比較して高く、介護サービス利用者との1人当たり費用額は県内で最も高い状況にあります。増加する介護保険料を抑えるためには、介護予防に取り組むことが大切です。日頃から介護予防について意識を高め、元気な生活を送りましょう。

問 市高齢福祉課

Tel 0994 31 1116

介護保険料が改正されました

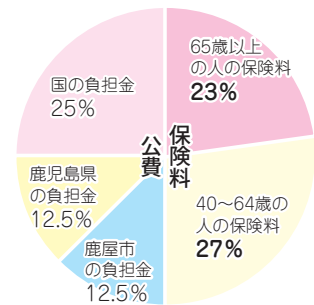
介護保険基準額

月額6,040円（平成29年度）

⇒ 月額6,430円（平成30年度～） ※390円の増加

※介護保険料は、介護保険基準額をもとに、対象者本人及び世帯の課税状況・所得に応じて決定されます。詳しくは右下の表のとおりです。

■ 介護保険給付費の財源割合
（平成30年度から3年間）



介護保険料が
上がる理由

○高齢者人口の増加に伴う、第1号被保険者が介護給付費を負担する割合の増加（右表のとおり）

22%（平成29年度） ⇒ 23%（平成30年度～）

- 本市における介護給付費の増加
- 介護医療院の新設・在宅サービスの充実

介護保険基準額の算定方法

鹿屋市で必要な
介護サービス総費用



×

財源における65歳以上の
人の負担分（23%）



÷

市内の65歳以上の
人数



●改正後の介護保険料（平成30年度～3か年）

今後はどうなるの？

このまま推移すると、平成37年度（2025年度）の介護保険基準額は月額7,439円（年額89,268円）となり、平成30年度と比べて月額1,009円の増額となる見通しです。



介護保険料を抑えるために
できることは？
次のページで紹介します。

	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額 × 0.45	34,722
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.75	57,870
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円超の人	基準額 × 0.75	57,870
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額 × 0.9	69,444
第5段階 (基準額)	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円超の人	基準額	77,160
第6段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	92,592
第7段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.3	100,308
第8段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.5	115,740
第9段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額 × 1.7	131,172